



議案第五十四号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

次のおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一
項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年六月二十五日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十八年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年条例

第三号）の一部を次のように改正する。

別表中選挙立会人の項の次に次の一項を加える。

社会教育指導員

月額三六〇〇〇円

〃

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。